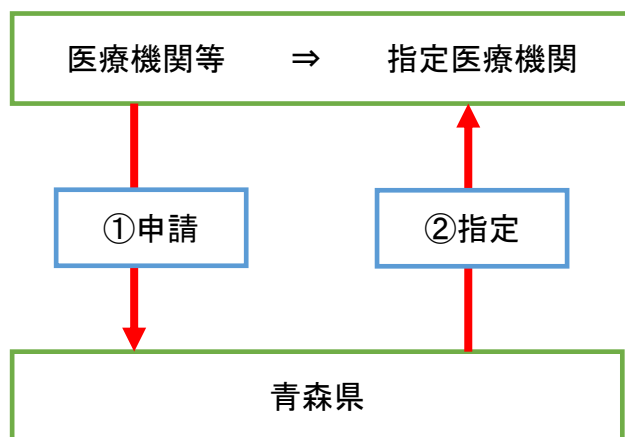


難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

- ◆ 平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）に基づく難病医療費助成制度が、平成27年1月1日から始まりました。
- ◆ この制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
※指定医療機関となった医療機関のみが指定難病に係る公費請求を行うことができます。
- ◆ 指定医療機関の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

難病法



【問合せ先】

健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

電話：017-734-9215

メール：nanbyou@pref.aomori.lg.jp

指定医療機関の要件・責務

【要件】（難病法第14条第1項）

- ◆ 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関（※介護医療院を含む。）
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護を行う者に限る。）
- ◆ 難病法第14条第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

【責務】（難病法第16条・第17条・第18条）

- ◆ 指定医療機関は、指定難病の患者の療養生活の質の向上を図るため、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- ◆ 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- ◆ 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続

【申請手続】

「指定医療機関指定申請書」を下記提出先あてに郵送で提出してください。

【提出先】

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

留意事項

- ◆ 指定後、青森県から申請者宛に指定通知を送付します。
- ◆ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を青森県のホームページで公表します。（公表ページは[こちら](#)）
- ◆ 指定医療機関の指定の有効期間は6年間です。更新しない場合は、有効期間満了日以降の指定難病に係る公費請求はできません。
- ◆ 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及び変更年月日等について、指定を受けた知事に届け出る必要があります。

【変更の届出が必要な事項】※添付書類不要

- ①指定医療機関の名称及び所在地
 - ②開設者の住所、氏名又は名称
 - ③指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名
 - ④役員の氏名及び職名（開設者が法人の場合）
 - ⑤標ぼうしている診療科名
- ◆ 指定医療機関の業務を廃止、休止又は再開した場合は所定の様式を使用して届け出る必要があります。
 - ◆ 保険医療機関コード（保険薬局コード、訪問看護ステーションコード、介護保険事務所番号）が変更となった場合は、①廃止届を提出してから②新しいコードで新規指定申請をする必要があります。
 - ◆ 特定医療受給者証の交付を受けた患者が受診した複数の指定医療機関の自己負担をすべて合算した上で自己負担上限額を適用するため、指定医療機関は「自己負担上限額管理票」で自己負担上限額の管理を行う必要があります。
患者の自己負担が自己負担上限額に達した場合は、その月におけるそれ以降の医療費の自己負担がなくなります。
※詳細は[こちらのページ](#)を御確認ください。